

# 障害福祉サービス 居宅介護・重度訪問介護

## 運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 株式会社HHKピース（以下「事業者」という。）が運営するケアピース（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に基づく指定居宅介護事業、指定重度訪問介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所の従業者が、支給決定を受けた障害者又は障害児（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定居宅介護及び指定重度訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業者は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯、掃除その他の家事、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。

2 事業者は、事業の実施にあたっては、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に利用者又は障害児の保護者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 事業者は、サービスの提供にあたっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

4 事業者は、事業の実施にあたっては、前3項のほか、関係法令等を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 訪問介護事業所 ケアピース

(2) 所在地 青森市南佃2丁目18番地7

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（常勤職員）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 5名（常勤・非常勤職員）

サービス提供責任者は、事業所に対する障害福祉サービスの利用申込みに係る調整、事業所の従業者に対する技術指導を行うほか、居宅介護計画、重度訪問介護計画を作成し、

利用者及びその同居家族にその内容を説明する。

- 3 従業者 指定障害福祉サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例に規定する人員基準以上  
従業者は、居宅介護計画、重度訪問介護計画に基づき、障害福祉サービスの提供にあたる。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日の平日とする。但し、8月13日～15日・12月30日～1月3日は除く。
- (2) 営業時間 9：00～18：00とする。
- (3) 上記の営業時間のほか、電話等により、常時連絡が可能な体制とする。
- (4) サービス提供は365日24時間対応可能とする。

(事業の内容)

第6条 事業者が提供する事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 居宅介護計画、重度訪問介護計画の作成
- (2) 身体介護に関する内容
  - ① 食事の介護
  - ② 排せつの介護
  - ③ 入浴の介護
  - ④ 通院等介助（身体介護を伴う場合）
  - ⑤ その他日常生活を営むために必要な身体の介護
- (3) 家事援助等に関する内容
  - ① 調理
  - ② 洗濯
  - ③ 掃除
  - ④ 通院等介助（身体介護を伴わない場合）
  - ⑤ その他日常生活を営むために必要な家事の援助
- (4) 生活等に関する相談及び助言
- (5) 重度訪問介護に関する内容

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要する障害者に対して、当該障害者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除その他の家事、外出時における移動中の介護を行う。

- (6) その他の生活全般にわたる援助

(支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者から受領する費用の額等)

第7条 事業者は、指定居宅介護及び指定重度訪問介護を提供したときは、支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者（以下「支給決定障害者等」という。）から、市町村が定める負担上限月額範囲内において利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅介護及び指定重度訪問介護を提供したときは、支給決定障害者等から厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。

3 事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅介護及び指定重度訪問介護を行う場合には、支給決定障害者等から、それに要した交通費の額（移動に要する実費）の支払を受けることができるものとする。なお、事業所の自動車を使用した場合の交通費は次の額を受けることができるものとする。

事業所の実施地域を越えて、片道1kmごとに 30円

4 事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合には、当該費用の受領に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付するものとする。

5 事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得るものとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、青森市とする。

（緊急時等における対応方法）

第9条 従業者は、指定居宅介護及び指定重度訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要があると認める場合には、速やかに医療機関への連絡その他必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

（苦情への対応等）

第10条 事業者は、提供した指定居宅介護及び指定重度訪問介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置その他必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 事業者は、提供した指定居宅介護及び指定重度訪問介護に関し、法の定めるところにより、市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 事業者は、提供した指定居宅介護及び指定重度訪問介護に関し、法の定めるところにより、市長が行う報告若しくは指定居宅介護及び指定重度訪問介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又

はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

- 5 事業者は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんに協力するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 11 条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、担当者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

- 2 成年後見制度の利用を支援します。
- 3 苦情解決体制を整備しています。
- 4 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- 5 虐待防止委員会を設置し定期的を開催します。

(事故発生時の対応)

第 12 条 事業者は、利用者に対する指定居宅介護及び指定重度訪問介護の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、関係機関及び市町村へ連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録しなければならない。
- 3 事業者は、利用者に対する指定居宅介護及び指定重度訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(業務継続計画の策定)

第 13 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- 3 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

第 14 条 事業所では原則としてご利用者様に対して身体拘束を行わない。ただし、自傷他害等の恐れがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶ事が考えられるときは、利用者および家族に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがある。その場合は、身体拘束をを行った日時、理由及び態様等についての記録を行う。また、身体拘束をなくす取り組みを積極的に行う。

- (1) 緊急性…直ちに身体拘束を行わなければご利用者様本人または他人の生命・身体に危険が及ぶ事が考えられる場合に限る。
- (2) 非代替性…身体拘束以外に、ご利用者様本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することが出来ない場合に限る。
- (3) 一時性…ご利用者様本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解く。

(ハラスメント対策の強化に関する事項)

第 15 条 職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(その他運営に関する重要事項)

第 16 条 事業者は、従業者の資質向上のための研修（第 11 条に規定する利用者の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。）の機会を次のとおり設けるものとし、また、勤務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後 1 か月以内
  - ② 継続研修 年 4 回
- 2 職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
  - 3 事業者は、職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
  - 4 事業者は、職員、設備・備品に関する諸記録を整備しておかなければならない。
  - 5 事業者は、会計に関する記録（指定居宅介護及び指定重度訪問介護の提供に係る介護給付費の請求に関するものに限る）及び利用者に対する指定居宅介護及び指定重度訪問介護の提供に関する諸記録を整備し、当該指定居宅介護及び指定重度訪問介護の提供を完結した日から 5 年間保存する。
  - 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社HHKピース代表取締役と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。